

償却資産申告の手引き

固定資産税は、土地・家屋のほか、償却資産についても課税されます。償却資産は地方税法第383条の規定により毎年1月1日現在所有している資産を申告していただくこととなっています。

(償却資産の一例)

飲食店

厨房設備・カラオケセット・冷凍冷蔵庫
内装工事・レジスター・空調設備など



工場・倉庫

受変電設備・プレス機・看板・金型・各種製造設備・フォークリフトなどの大型特殊車両など



ホテル・旅館・民宿・民泊

客室備品・洗濯設備・食器洗浄機・製氷機・植栽・駐車場などの外構工事など



建設業

パワーショベル・ポータブル発電機など



コインランドリー

洗濯機・乾燥機・看板・自動販売機、
駐車場整備など



医院・歯科医院

各種医療機器(ベッド、手術台、X線装置、分娩台、心電計、血圧計など)



アパート等賃貸住宅・有料駐車場

舗装路面・駐車場・擁壁・フェンス・外灯・看板・太陽光設備など



小売店

商品陳列ケース・自動販売機、冷凍冷蔵庫など



食品製造・加工業

釜・オープン・スライサー・ビニール包装機等



償却資産申告書の提出期限は1月31日です。

(土日にあたる場合は翌月曜日)



《提出・お問い合わせ》

〒904-2292

うるま市みどり町1丁目1番1号

うるま市役所 資産税課

TEL: 098-973-5394 (直通)



インターネットを利用して償却資産の申告を行うことができます。電子申告を利用される方は、事前のお手続きが必要となります。

◎eLTAX(エルタックス)のご利用開始・利用方法につきましては、eLTAXホームページをご覧ください。(https://www.eltax.lta.go.jp)

◎お電話の場合は、eLTAXヘルプデスクまでお問い合わせください。

TEL: 0570-081459

TEL: 03-5521-0019(上記の電話番号でつながらない場合)

◎受付時間 9:00~17:00(土・日・祝日、年末年始を除く)

I 償却資産とは

1 償却資産とは

個人や法人で工場・商店などを経営している方、駐車場・アパートなどの賃貸業をしている方が、その「事業のために用いる」ことができる構築物・機械・工具・器具・備品等の固定資産を償却資産といい、土地・家屋と同じく固定資産税が課税されます。

ただし、営業権・特許権などのような無形固定資産、自動車税の課税対象となる自動車及び軽自動車税の課税対象となる軽自動車などは課税の対象とはなりません。

なお、「事業のために用いる」には、所有者がその償却資産を自己の営む事業のために使用する場合だけでなく、事業として他人に貸し付ける場合も含まれます。

また、直接的に事業に用いていない従業員の福利厚生施設(社宅・宿舍・寮・社員研修施設等)の器具備品、構築物等も償却資産の課税対象となります。

2 償却資産の種類と具体例

資産の種類		主な償却資産	
第1種	構築物	構築物	駐車場の舗装、看板(広告塔等)、門、フェンス、庭園、緑化施設、ゴルフ練習場設備など
		建物附属設備	受変電設備、予備電源設備、屋外給排水設備、家屋の賃借人が施工した内部造作など(10ページ「家屋と償却資産の区分表」参照)
第2種	機械及び装置	太陽光発電設備(2ページ参照)、工作機械・印刷機械等の各種産業用機械、クレーン等の建設機械、物品製造や食料品加工設備類、機械式駐車場設備やビルの変電設備、中央監視制御装置などの建築設備の一部など	
第3種	船舶	漁船、モーターボート、ヨット、水上バイクなど	
第4種	航空機	飛行機、ヘリコプター、グライダーなど	
第5種	車両及び運搬具	フォークリフト等の構内運搬車両、ホイールクレーンなどの大型特殊自動車(2ページ参照)など	
第6種	工具・器具及び備品	ドリル等の工具類、複写機、パソコン等事務機器類、理・美容業用機器、医療機器、娯楽機器(楽器等を含む)、応接セット、冷蔵庫、ルームエアコン、自動販売機など	

3 太陽光発電設備について

太陽光発電設備も償却資産に該当し、申告の対象となる場合がございます。

設置者	10kw以上の太陽光発電設備	10kw未満の太陽光発電設備
個人(住宅用)	売電するための事業用資産とみなし、申告の対象となります。	売電するための事業用資産とならないため、申告の対象外となります。
個人(事業用) 法人	発電出力量や売電の有無に関わらず、事業用資産となるため、申告対象となります。	

4 償却資産の課税対象となる大型特殊自動車について

(1) 大型特殊自動車の車両条件(道路運送車両法施行規則第2条別表第1より)

①一般用・建設用

長さ4.7m、幅1.7m、高さ2.8m、最高速度時速15kmの各基準を一つでも超えるもの。

②農耕作業用

長さ・高さ・総排気量の基準はなく、最高速度時速35km以上のもの。

※なお、前記の基準以下のものは小型特殊自動車に該当し軽自動車税の課税対象となりますので、償却資産の申告対象外となります。

(2) 大型特殊自動車の車種別番号(自動車登録規則第13条別表第2より)

①建設機械に該当するもの……ナンバー0、00～09および000～099

②建設機械以外のもの……ナンバー9、90～99および900～999

II 償却資産の申告について

1 申告していただく方は

個人や法人で事業を営んでいる方やアパート・駐車場などを貸し付けている方で、その事業に用いることができる土地・家屋以外の事業用資産(償却資産)をお持ちの方です。

2 提出していただく書類について

(1) はじめて申告をされる方・・・全資産を申告してください。

対 象 者	① 前年中にうるま市内で新たに事業を開業された方(リース資産等を設置した方も含みます。)② 今回、はじめて償却資産申告書が送られてきた方
対 象 となる 資 産	本年1月1日現在でうるま市内に所有している事業に用いることができる全資産
提出する申告用紙	① 償却資産申告書・・・・・・・・・・緑色 ② 種類別明細書(増加資産・全資産用)・・・・・・緑色
そ の 他	償却資産の多少にかかわらず、必ず申告をお願いします。

(2) 前年度までに申告をされた方・・・資産の増加または減少を申告してください。

対 象 者	① 前年度までに申告をされた方 ② お送りした償却資産申告書の「前年前に取得したもの(イ)」の欄に取得価格が印字されている方 なお、この欄が空欄の場合は全資産申告となります。
対 象 となる 資 産	申告前年度の1月2日から本年1月1日までの増加および減少資産
提出する申告用紙	① 償却資産申告書・・・・・・・・・・緑色 ② 種類別明細書(増加資産・全資産用)・・・・・・緑色 ③ 種類別明細書(減少資産用)・・・・・・赤色
そ の 他	償却資産の多少にかかわらず、必ず申告をお願いします。

(3) 該当する資産のない方

廃業、解散、休業、移転等、あるいは償却資産を所有していない方は償却資産申告書の右下「18 備考」欄に、その旨を記載してください。

3 提出先

◎ 〒904-2292 うるま市みどり町一丁目1番1号

うるま市役所 資産税課(東棟1階)にご提出ください。(ファックス不可)

◎ 受付時間: 午前8時30分から午後5時15分まで(土・日・祝日、年末年始を除く)

◎ 郵送でも提出することができます。

申告書控え(受付印を押印したもの)の返送が必要な場合は、切手を貼り付けた返信用封筒を同封してください。

4 申告する資産について

毎年1月1日現在、事業の用に供することができる以下の資産です。

(1) 土地及び家屋以外の有形の固定資産で、所得税法又は法人税法の所得の計算上、減価償却の対象となる資産（地方税法第341条）

＊次のような資産も事業に用いることができる状態であれば申告対象になります。

- ① 建設仮勘定で経理されている資産（稼働している資産）
- ② 簿外資産（会社の帳簿には記載されていない資産）
- ③ 償却済資産（減価償却を終わり、残存価額のみ帳簿に計上されている資産）
- ④ 遊休資産（稼働を休止しているが、維持補修が行われている資産）
- ⑤ 未稼働資産（既に完成しているが、未だ稼働していない資産）
- ⑥ 資本的支出としての改良費（新たな資産の取得とみなされ、本体とは独立した資産）
- ⑦ 赤字決済などのために減価償却を行っていない場合でも、本来減価償却が可能な資産
- ⑧ 取得価額が20万未満であっても、個別に減価償却している資産
- ⑨ 取得価額が30万未満の資産で、税務会計上、租税特別措置法第28条の2又は第67条の5の適用により即時償却した資産

(2) 貸借人が家屋に取り付けた附帯設備

貸借家屋に内装、外装、建築設備などを取り付けた場合には償却資産の申告の対象となります。詳しくは10ページの「家屋と償却資産の区分表」をご覧ください。

(3) 次のような資産は課税の対象にはなりませんので、申告の必要はありません。

- ① 自動車税の対象となる自動車および、軽自動車税の課税対象となる軽自動車など（軽自動車、原動機付自転車、小型特殊自動車および二輪の小型自動車）
- ② 生物（但し、観賞用、興行用およびこれらに準ずることに用いるものは申告の対象になります。）
- ③ 無形固定資産（特許権、商標権、営業権、ソフトウェア等）
- ④ 繰延資産（開業費、開発費等）や棚卸資産（商品、貯蔵品等）
- ⑤ 法人税法第64条の2第1項、所得税法第67条の2第1項に規定するリース資産（ファイナンスリース取引に係わるリース資産）で取得価額が20万円未満のもの
※平成20年4月1日以後に契約を締結したもの
- ⑥ 耐用年数が1年未満の資産（即時償却を除く）

5 申告されない方、または虚偽の申告をされた方

正当な理由がなく申告されない場合は、地方税法第386条の規定により過料を科せられることがあるほか、同法第368条の規定により、不足税額に加えて延滞金を徴収することがありますので、期限までに必ず申告してください。また、虚偽の申告をされますと、同法第385条の規定により罰金などを科せられることがあります。

なお、申告をされない場合は、実地調査などに基づき課税を行う場合があります。

6 実地調査などへの協力をお願い

地方税法第354条の2の規定により、税務署が保有する国税資料の閲覧等を行っています。閲覧の結果、実地調査を行う場合や、申告内容について参考資料の提出をお願いする場合がありますので、ご協力をよろしく申し上げます。

また、調査に伴って追加申告をお願いすることがありますが、その場合の課税は資産の取得年月に応じて同法第17条の5第5項の規定により遡って課税することとなります。

7 美術品などの取扱いについて

平成26年12月に法人税基本通達・所得税基本通達が一部改正され、原則として100万円未満の美術品などが減価償却資産として取り扱われることとなります。

8 リース資産について

リース資産はその契約の内容により、資産を貸している人(会社)に申告していただく場合と、実際に資産を借りて事業に使用している人(会社)に申告していただく場合があります。大きく分類すると、リース資産の契約内容に応じた償却資産の申告は次のようになります。

リース契約内容	資産を借りている人	資産を貸している人
【通常の賃貸契約書によるリース資産】 期間満了と同時に資産が回収される場合	× (申告不要)	○ (資産の所在する市町村ごとに申告)
【実際の売買にあたるようなリース資産】 実質的に割賦販売であると認められる場合 期間満了後に使用者に譲渡される場合	○ (自己の資産として申告が必要)	× (申告不要)

※ 平成20年4月1日以後に契約を締結した「所有権移転外ファイナンスリース」については、所得税・法人税における所得の計算上、売買取引として取り扱うよう変更されていますが、固定資産税(償却資産)においては、これまでどおり所有者である賃貸人(リース会社)が申告する必要がありますので、ご注意ください。

9 少額償却資産の取扱いについて

地方税法第341条第4号及び地方税法施行令第49条の規定により、固定資産税(償却資産)の申告対象から除かれる、いわゆる「少額資産」とは、取得価格10万円未満の資産のうち一時に損金算入したもの、取得価額20万円未満の資産のうち3年間で一括償却したものをいいます。

このことから、**租税特別措置法**の規定により、**中小企業特例を適用して損金算入した資産については、固定資産税(償却資産)の申告の対象となります。**(表1をご参照ください。)

(表1)

○ = 申告対象 × = 申告対象外

取得価格 償却方法	10万円未満	10万円以上 20万円未満	20万円以上 30万円未満	30万円以上
個別減価償却(※1)	○	○	○	○
中小企業特例(※2)	○	○	○	
一時損金算入(※3)	×			
3年一括償却(※4)	×	×		

(※1) 個人の方については、平成10年4月1日以後開始の事業年度に取得した10万円未満の資産はすべて必要経費となるため、個別に減価償却することはありません。

(※2) 中小企業特例を適用できるのは、平成18年4月1日から令和6年3月31日までに取得した資産です(租税特別措置法第28条の2、第67条の5)。

(※3) 法人税法施行令第133条又は所得税法施行令第138条

(※4) 法人税法施行令第133条の2第1項又は所得税法施行令第139条第1項

10 償却資産の評価及び税額の計算方法

(1) 評価額の算出方法

償却資産の評価基準は、償却資産の取得時期、取得価額および耐用年数をもとに、申告された資産1件ごとに算出します。

- ① 評価額の計算は、次の計算方法により行います。A及びBは、耐用年数に対応する「減価残存率」を表しており、取得価額にその減価残存率をかけて評価額を求めます。

・ 前年中に取得した資産の評価額	=	取得価額 × A
・ 前年前に取得した資産の評価額	=	取得価額 × A × B
・ 上の1年前に取得した資産の評価額	=	取得価額 × A × B × B

- ② 租税特別措置法で認められている「特別償却」及び法人税法又は所得税法で認められている「圧縮記帳」をしていても、これを行わなかったものとして計算します。
- ③ 評価額の最低限度は取得価額の5%です。計算した評価額が取得価額の5%未満になる場合は、取得価額の5%が評価額となります。

<減価残存率表>

耐用年数	減価残存率		耐用年数	減価残存率		耐用年数	減価残存率	
	前年中取得のもの A	前年前取得のもの B		前年中取得のもの A	前年前取得のもの B		前年中取得のもの A	前年前取得のもの B
2年	0.658	0.316	15年	0.929	0.858	28年	0.960	0.921
3年	0.732	0.464	16年	0.933	0.866	29年	0.962	0.924
4年	0.781	0.562	17年	0.936	0.873	30年	0.963	0.926
5年	0.815	0.631	18年	0.940	0.880	31年	0.964	0.928
6年	0.840	0.681	19年	0.943	0.886	32年	0.965	0.931
7年	0.860	0.720	20年	0.945	0.891	33年	0.966	0.933
8年	0.875	0.750	21年	0.948	0.896	34年	0.967	0.934
9年	0.887	0.774	22年	0.950	0.901	35年	0.968	0.936
10年	0.897	0.794	23年	0.952	0.905	40年	0.972	0.944
11年	0.905	0.811	24年	0.954	0.908	45年	0.975	0.950
12年	0.912	0.825	25年	0.956	0.912	50年	0.977	0.955
13年	0.919	0.838	26年	0.957	0.915	55年	0.979	0.959
14年	0.924	0.848	27年	0.959	0.918	60年	0.981	0.962

固定資産評価基準(※1)別表15「耐用年数に応ずる減価率表」から抜粋

※1 「固定資産評価基準」とは、地方税法第388条に基づき総務大臣が告示したもの。

(2) 課税標準額

原則として、評価額を課税標準額として算出しますが、課税標準額の特例措置が適用される場合は、評価額から軽減額を控除したものが課税標準額となります。

(3) 免税点

課税標準額が、150万円未満の場合は課税されません。

なお、150万円未満となるかどうかは、評価額の計算をした結果により判定しますので、償却資産の多少にかかわらずご申告ください。

(4) 税額

税率は1.4%です。したがって、年税額は次のように計算します。

・課税標準額（千円未満切捨て）×0.014＝年税額（百円未満切捨て）

11 国税との主な違い

項目	固定資産税（償却資産）の取り扱い	国税（減価償却）の取り扱い
償却計算の基準日	賦課期日（1月1日）	事業年度（決算期）
減価償却の方法	原則として「固定資産評価基準」に定める減価率によります。（6ページ＜減価残存率表＞をご参照ください。）	定率法・定額法の選択制（建物及び構築物・建物附属設備については定額法）
前年中の新規取得資産	半年償却（1/2）	月割償却
圧縮記帳の制度	認められません	認められます
特別償却・割増償却（租税特別措置法）	認められません	認められます
増加償却（所得税・法人税）	認められます（国税が認めているものに限る）	認められます
評価額の最低限度	取得価額の100分の5	備忘価額（1円）
改良費	区分評価（改良を加えられた資産と改良費を区分して評価する）	原則として区分評価
中小企業等の少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例（租税特別措置法）	認められません	認められます
リース資産（所有権移転外ファイナンスリース取引）	所有者（賃貸人）に課税	平成20年4月1日以後の契約は、賃借人の資産として減価償却処理

Ⅲ 建築設備の家屋と償却資産の区分

1 建築設備の範囲

建築設備とは、電気設備、ガス設備、給水設備、排水設備、衛生設備、冷暖房設備、空調設備、防災設備、運搬設備、清掃設備等で本来家屋と一体となって家屋の効用を高めるための設備をいいます。

2 建築設備の家屋と償却資産の区分

(1) 家屋の評価対象となるもの

家屋に取り付けた建築設備で、通常家屋と構造上一体となってその効用を高めるものは、家屋として固定資産税が課税されます。

また、9ページの区分表で「家屋の評価対象」に区分している設備であっても、賃借している家屋に賃借人などが取り付けした設備は償却資産の申告対象となります。

(2) 償却資産の申告対象となるもの

単に移動を防止する程度に家屋に取り付けられたもの、または独立した機械・装置としての性格の強いものは、償却資産として固定資産税が課税されます。

3 特定の生産または業務用の設備の取扱い

次の設備は区分表の設備と同種類の設備ですが、すべて償却資産として課税されます。

- ① 工場における動力源としてのボイラー、動力配線、発・変電設備等
- ② 紡績業、精密機械工業、フィルム製造業における温湿度調和設備、集塵設備
- ③ 冷凍・冷蔵倉庫、製氷業の冷凍・冷蔵設備（配管を含む）
- ④ 公衆浴場（特殊浴場を含む）のボイラー設備
- ⑤ 映画、演劇、興行場のスクリーン設備、局所照明設備（スポットライト）、ネオンサイン、投光器等のように、家屋本来の目的と別の用途のもの
- ⑥ 百貨店、旅館、飲食店、クラブ、病院等における厨房設備および洗濯設備等のサービス設備
- ⑦ 機械式立体駐車場設備
- ⑧ 発電機、電話交換機等のように、家屋の建設設備ではあるが、きわめて機械的な性格が強く、かつ家屋との構造上の一体性が本質的には考えがたいもの
- ⑨ 工場、倉庫などにおける製品の搬出設備用レールおよび流れ作業等に用いられるベルトコンベヤー

4 家屋の賃借人が施工した内装などの取扱い

賃借人などの家屋所有者以外の方が事業に用いるため、家屋に附加したもの（「特定附帯設備」といいます）については、特定附帯設備を取り付けた方が償却資産の申告を行ってください。

（地方税法第343条第10項、うるま市税条例第54条第8項）

【特定附帯設備具体例】

内外装・・・天井・床・内部の仕上げ、造作、建具、外壁の仕上げ等
附帯設備・・・建築設備（電気、ガス、給排水、衛生、空調設備）等

5 家屋と償却資産の区分表

設備等の種類	設備等の分類	設備等の内容	家屋の所有者と設備等の所有者				
			同じ場合		異なる場合		
			家屋	償却資産	家屋	償却資産	
建設工事	内装・造作等	床、壁・天井仕上げ、店舗造作等工事一式	○			◎	
電気設備	受変電設備	設備一式		◎		◎	
	予備電源設備	変電機設備、蓄電池設備、無停電電源設備等		◎		◎	
	中央監視設備	設備一式		◎		◎	
	電灯コンセント設備、 照明器具設備	屋外設備一式			◎		◎
		屋内設備一式	○				◎
	電力引込設備	引込工事		◎		◎	
	動力配線設備	特定生産又は業務用設備			◎		◎
		上記以外の設備	○				◎
	電話設備	電話機、交換機等の機器			◎		◎
		配管、配線、端子盤等	○				◎
	LAN設備	設備一式		◎		◎	
	放送・ 拡声設備	マイク、スピーカー、アンプ等の機器			◎		◎
		配管・配線等	○				◎
	インターホン設備	集合玄関機等			◎		◎
		上記以外の設備	○				◎
	監視カメラ (ITV) 設備	受像機 (テレビ)、カメラ			◎		◎
		配管・配線等	○				◎
避雷設備	設備一式	○				◎	
火災装置設備	設備一式	○				◎	
給排水衛生 設備	給排水設備	屋外設備、引込工事、特定の生産又は業務用設備		◎		◎	
		配管、高架水槽、受水槽、ポンプ等	○			◎	
	給湯設備	局所式給湯設備 (電気温水器・湯沸器)			◎		◎
		中央式給湯設備 (ユニットバス・洗面所用等)	○				◎
	ガス設備	屋外設備、引込工事、特定の生産又は業務用設備			◎		◎
		屋内の配管等	○				◎
衛生設備	設備一式 (洗面器、大小便器等)	○				◎	
消火設備	消火器、非難器具、ホース及びノズル、ガスボンベ等			◎		◎	
	消火器設備、スプリンクラー設備等	○				◎	
空調設備	空調設備	ルームエアコン (壁掛型)、特定の生産又は業務用設備		◎		◎	
		上記以外の設備	○			◎	
	換気設備	特定の生産又は業務用設備			◎		◎
		上記以外の設備	○				◎
その他の設備 等	運搬設備	工場用ベルトコンベア		◎		◎	
		エレベーター、エスカレーター、小荷物専用昇降機等	○			◎	
	厨房設備	飲食店・ホテル・百貨店等・寮・病院・社員食堂等の厨房設備			◎		◎
		上記以外の設備	○				◎
	洗濯設備	洗濯機・脱水機・乾燥機等の機器、ホテル・寮・病院等の洗濯設備			◎		◎
		上記以外の設備	○				◎
その他	冷蔵・冷凍倉庫における冷却装置、ろ過装置、POSシステム、ネオンサイン、看板、簡易間仕切、機械式駐車設備、ゴミ処理設備、メールボックス、カーテン・ブラインド等			◎		◎	
外構工事	外構工事	工事一式 (門・フェンス・緑化施設等)		◎		◎	